

## サービスを利用するまでの大まかな流れ（障害支援区分あり）

1. 市役所で、サービスを利用するための申請をしてください。  
(このとき障害支援区分をとるための「医師意見書」をお渡しします。)
2. かかりつけの先生に、「医師意見書」の記入についてご依頼下さい。  
※ご記入後は医療機関から直接市役所に意見書が届くことになっています。
3. 市役所より、サービス等利用計画案の提出依頼が届きます。

サービス等利用計画案提出依頼  
が届いたら・・・

<サービス利用計画案とは？>

本人の希望を聞き取りしてもらい、本人にあったサービスを組み立ててもらう「サービスの計画書」のことです。

### 4. 相談支援事業所に連絡

障害福祉サービスを利用したいので、「サービス等利用計画案の作成を依頼したい」事を伝えてください。

<相談支援専門員とは？>

本人の希望を聞き取りし、希望に沿ったサービスの計画書を作ってくれます。また本人や家族の相談にのってくれる福祉の専門職です。

- ※ 相談支援専門員は、以下の中から選んでご自分で連絡をお願いします。
- ※ 相談支援専門員をご自分で選べない場合には、市役所や利用予定の事業所でも、選ぶお手伝いをいたしますので、お声かけ下さい。

#### ★ サービス等利用計画案を作成できる事業所

障害者相談支援センター御殿場十字の園（身体）	電話 83-1450
サポートセンターふがく（知的）	87-0259
やまいも倶楽部（精神）	80-0557
相談支援センターむつみ（精神）	82-6478
相談支援センターさくら（施設入所者対象）	89-0789
相談支援野菊（施設入所者対象）	89-1421
共に考える相談支援事業所（知的）	89-8278
相談事業所ステップ・ワン（知的）	82-0980
相談支援センターSOKKA（身体・知的・精神）	090-1474-3764
相談支援事業所結ぶ（身体・知的・精神）	090-8132-8458

相談支援専門員が決まりましたら、サービス等利用計画案作成のための面談を受けてください。

作成が出来るとサービス等利用計画案は相談支援事業所から市に提出されます。

5. 障害支援区分の認定調査を受けていただきます。（市役所職員、または委託した事業所の相談員が調査を行います。）
6. 市より障害福祉サービス受給者証が届きます。
7. サービスの利用開始となります。

<担当・お問合せ先>

御殿場市役所 社会福祉課 障害者福祉スタッフ  
電話 0550-82-4238 F A X 0550-84-1046